

【事案Ⅱ-15】災害通院共済金請求

・ 平成 26 年 2 月 26 日 和解解決

<事案の概要>

生命共済加入者が停車中の自動車から転落し、腰椎椎間板ヘルニアにより 75 日間通院治療を行ったので共済金を請求したところ、共済団体が椎間板ヘルニアの既往症があり、不慮の事故によるものではないことを理由に災害通院共済金支払非該当としたことを不服として申立てがあったもの。

<申立人の主張>

共済団体は、申立人に災害通院共済金 15 万円および年 5 % の遅延損害金を支払え、との判断を求める。

(1) 申立人は、平成 23 年 10 月に車高のあるワゴン車から転落し、A 整形外科にて腰椎捻挫、椎間板症の確定診断を受け平成 23 年 10 月から同年 12 月の間に 18 日、B 病院に平成 24 年 1 月から同年 4 月の間に 57 日通院（平成 24 年 2 月 29 日～3 月 1 日及び 3 月 7 日～3 月 8 日の間は入院）していた。

申立人は、以下の理由から、不慮の事故を直接の原因とする入通院に該当するものと判断する。

(2) 仮に素因があったとしてもそれが確実にその素因部位が本件症状と 100% の他の要因や内因になっているか否かが検討課題となる。共済団体が行った調査報告書によれば、初診時の主訴は「自動車から降りる時に転倒した」、初診時の他覚所見は「圧痛」、「今回の外傷でこの部分の捻挫を生じた」、「事故により発症とするもの」、10 年前の手術部位について「完治している」、日常生活・仕事への支障「有」とされ、外傷が原因と確定診断されている。

(3) A 整形外科の他の要因や内因については、推測にて記載されているにとどまり、100% の関与は診断されていない。外因による事故は明白であり、他の要因や内因（元々、あった傷病・病気等）を原因とする場合や介在する場合については、推測の域を出ず、100% の確率で医学的に関与しているとは診断されていない。

(4) A 整形外科についても「外傷が原因である」とされ、「本件事故と症状の発症原因に因果関係がある」とされ、本件事故が無ければ「発症していなかった」と確定されている。外科院長 C 医師は「ヘルニアは以前よりあった。しかし、症状は平成 23 年 10 月の受傷により発症したと面談で話したと思います。」とし、その上で、「症状の発現は平成 23 年 10 月の受傷によるもの」と強く診断され記載されている。

＜共済団体の主張＞

申立人の請求を棄却する、との判断を求める。

- (1) 申立人の災害通院共済金の支払要件は、「不慮の事故を直接の原因とした通院」と規定している。この判断内容としては、結果（本件では椎間板ヘルニア）を生じさせた諸原因の内、結果からみて不可避的な結果である、または自然の成り行きであると考えられる原因に遡っていき、その関係が途絶えたところの原因が不慮の事故に該当するものか否かで判断している。したがって、事故以前から存在していた既往症・外傷・体質等が影響し、事故を誘因（きっかけ）として症状が発現（顕在化）したものは支払要件に該当しない。
- (2) 「腰椎椎間板ヘルニア」について、日本整形外科学会のHPによれば、「原因と病態」として「椎間板は線維輪と髄核でできていて、背骨をつなぎクッションの役目をしている。その一部が出てきて神経を圧迫して症状が出る。椎間板が加齢などにより変性し断裂して起こる。」とあり、基本的に変性疾患である。
- (3) 共済団体が各医療機関へ医療照会をおこなった結果、椎間板ヘルニアについて、「A整形外科」では、「手術部位の椎間板変性が著明で、椎間腔が高度に狭小化し、わずかな外傷でも加わると痛みが出やすい病態はあった。」と回答され、「B病院」では、「怪我だけでも『椎間板ヘルニア』になることもあるが、この方の場合、ベースに『ヘルニア』があり、事故がきっかけで症状が出現したと考える。画像所見から判断して、以前から『椎間板ヘルニア』があったと思われ、仕事や加齢が要因でしょう。」と回答されている。まさに、このことは、申立人が本件事故以前より「ヘルニア」が存在していたことを裏付ける事実である。また、専門医の見解においてもX-P検査の所見として「L4/L5/Sの椎間狭小が明らか。ほとんど隙間がない。すりへっている。外傷性の他覚的所見はない。」と回答があり、外傷性のヘルニアは否定されている。
- (4) 「B病院」からカルテ・X-P画像の提出がある。B病院のカルテには「腰椎捻挫」の記載がなく、専門医は「B病院での入院治療については、検査所見からも、明らかに『腰椎椎間板ヘルニア』による入院で問題ない。」と回答し、X-P画像に対する所見として「腰椎捻挫での変化については、確認できない。」と回答されており、本件事故を直接の原因としたものとは判断できない。

＜裁定の概要＞

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議をすすめ、当事者双方に和解案を提示したところ同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決とした。